

報告第26号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：都市整備課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月4日報告

小松島市長 中山 俊 雄

## 損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	28,298円
相手方	小松島市に所在する法人
事故発生年月日	令和5年8月10日
事故発生場所	小松島市櫛漕町字大谷
事故の概要	

市道湯谷大谷線を走行していた相手方車両が、道路上に張り出した枝木等に接触し、フロントガラスを損傷したものの。

令和5年11月6日 専決第12号

小松島市長 中山 俊雄